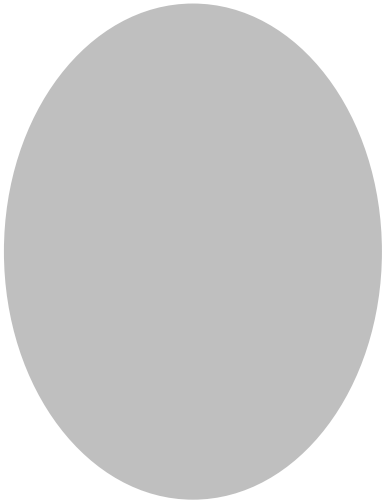
# 第２期東郷町運動・スポーツ推進計画

令和９年３月

東　　郷　　町

# はじめに



＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

INDEX

# 目　次

2027－2036


## p１　第１章　計画策定に当たって

p＊　１　計画策定の背景・趣旨
p＊　２　計画の位置付け
p＊　３　計画の期間

## p＊　第２章　東郷町の運動・スポーツを取り巻く現状

p＊　１　年齢３区分別人口の推移
p＊　２　運動・スポーツ行事、環境の現状
p＊　３　アンケートから見える現状
p＊　４　前計画の振り返りからの現状と課題

## p＊　第３章　計画の基本的な考え方

p＊　１　基本理念
p＊　２　運動・スポーツの捉え方
p＊　３　基本目標
p＊　４　計画の体系

**ｐ＊　第４章　具体的な施策の展開**

ｐ＊　基本目標Ⅰ　多様な主体に応じた運動・スポーツの推進
ｐ＊　基本目標Ⅱ　運動・スポーツを通じた地域づくり
ｐ＊　基本目標Ⅲ　運動・スポーツを活性化する施設の利活用と情報提供の充実

**ｐ＊　第５章　計画の推進**

ｐ＊　１　各分野の役割
ｐ＊　２　数値目標
ｐ＊　３　計画の推進体制と評価

**ｐ＊　資料編**

ｐ＊　１　運動・スポーツ関連事業一覧
ｐ＊　２　用語説明
ｐ＊　３　策定経過

第1章

# 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化に伴い、人々の健康に対する意識やスポーツに求める価値観は大きく変化しています。また、子どもの体力低下や、地域コミュニティにおけるつながりの希薄化といった社会的課題も顕在化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による活動制限を乗り越え、日常生活の回復が進む中、改めて生涯にわたる健康保持増進や、スポーツを通じた新たなつながりの再構築が強く求められています。

スポーツは、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、すべての人がスポーツを通じて豊かな生活を営むことは「スポーツ基本法」に権利として規定されています。スポーツの果たす役割は、個人の体力向上や健康増進のみならず、地域コミュニティの活性化、さらには社会的・経済的価値を生み出す源泉として、その期待が一層高まっています。

国においては、令和４年３月に「第３期スポーツ基本計画」が策定され、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という３つの新たな視点が打ち出されました。また、令和７年６月にはウェルビーイングの向上等を盛り込んだ改正スポーツ基本法が成立し、現在は令和８年度中の策定に向けて「第４期スポーツ基本計画」の検討が進められています。同計画では、幼児期から高齢期まで生涯を見通したウェルビーイングの実現や、学校部活動の地域連携・地域移行の推進、安心・安全なスポーツ環境の整備、デジタル技術の活用などが重点的に審議されています。

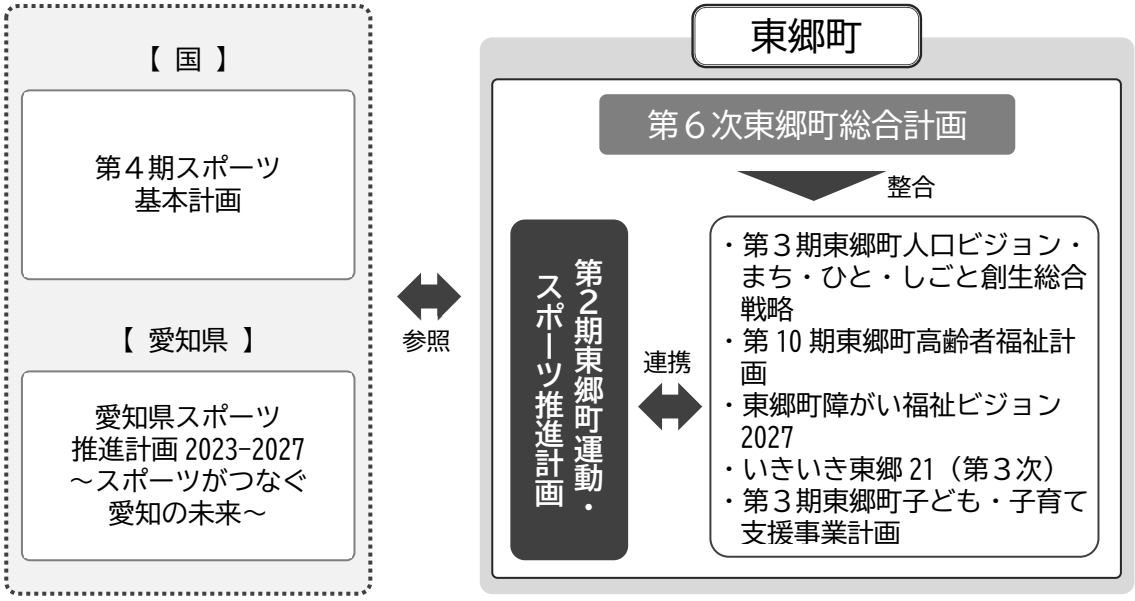
愛知県においては、令和５年３月に「愛知県スポーツ推進計画2023-2027～スポーツがつなぐ愛知の未来～」が策定され、すべての人が生涯にわたりスポーツに関わり、人と人とがつながる愛知の実現を目指しています。また、令和８年に愛知県及び名古屋市で開催される「第20回アジア競技大会・第５回アジアパラ競技大会」などのインパクトを最大限に活かし、共生社会の実現や地域活性化を全県で推進しています。

本町においては、平成29年に「東郷町スポーツ推進計画」を策定し、基本理念である「誰もが運動・スポーツを楽しむまち　とうごう」の実現に向け、運動・スポーツの推進に努めてきました。また、令和４年度から令和８年度までを期間とする中間見直しを経て、社会情勢や町民の意向変化に対応した施策を展開してきました。

このたび、計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、上位計画である「第６次東郷町総合計画」との整合を図りつつ、社会環境の変化や多様化する町民ニーズに的確に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「第２期東郷町運動・スポーツ推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

上位計画である「第６次東郷町総合計画」と整合を図るとともに、本町の運動・スポーツ推進のための事業を明らかにします。また、国の「スポーツ基本計画」や愛知県の「愛知県スポーツ推進計画2023-2027～スポーツがつなぐ愛知の未来～」を踏まえつつ、本町独自の計画を策定するものです。




## 3 計画の期間

計画の期間は、令和９年度～令和18年度までの10年間としています。

また、計画の進捗状況、社会情勢の変化、運動・スポーツを取り巻く環境の変化などにより施策の見直しが必要となった場合には、適宜、見直していくこととします。

